農業委員会総会議事録

（令和８年４月８日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年４月８日（水）午後３時２０分
場所　熊本市中央区手取本町１番１号　熊本市役所議会棟２階予算決算委員会室

農業委員２４名

１番　西冨　大二郎	２番　深水　進	３番　西村　清敏
４番　牧坂　邦夫	５番　福原　幸一	６番　葭村　誠一
７番　網田　稔	８番　徳永　芳也	９番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　德行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

欠席委員（上記２４名中１名が欠席）
１番　西冨　大二郎

午後　３時２０分　開会

事務局　　ただいまから熊本市農業委員会総会を開催いたします。

本日、議席番号１番の西冨委員については、事前に欠席の届出があっております。したがいまして、本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数２４名中２３名の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の総会は新年度になりまして第１回目の総会でございます。先ほどご紹介がありましたが、新しく事務局職員になられた皆様には、農業委員会での今後の活躍を期待申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農用地利用集積促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長となり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には４番の牧坂邦夫委員と６番の葭村誠一委員を、書記に事務局の坂本哲也主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から追加議案、令和８年度最適化活動の目標の設定（案）までの９件でございます。

初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請３２件

でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は先月の３月末に退職し、同居する元農家の父親と共に申請地に大根、白菜、ネギなどを作付する計画です。申請地のほかに中間管理機構を通した貸付地がありますが、現在の耕作人が耕作中であるため、申請人が耕作の事業に供すべき農地に含まれないと判断しております。

以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

２番から６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかん

を栽培されている兼業農家で、申請地にはみかんを作付される計画です。

３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はみかん、梅を栽培されている専業農家で、申請地にはみかんを作付される計画です。

４番は、孫へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、キャベツを栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

５番と６番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。譲受人は水稲、ブロッコリ、ほうれん草を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上５件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番から６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、７番。

１６番　内田勤矢委員

１６番委員、内田です。

７番から９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

７番、８番は関連で、耕作上の便宜上交換のための所有権移転の申請です。７番の譲受人は果樹を栽培されている農家で、許可後も申請地にはミカンを栽培される計画です。８番の譲受人は果樹を栽培され

ている農家で、申請地には許可後ミカンを栽培される計画です。
９番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には許可後ミカンを栽培される計画です。
以上３件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま７番から９番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１０番。

１１番　田中友博委員
１１番委員、田中です。
１０番と１１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１０番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。譲受人は水稲、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲、ナスを作付される計画です。
１１番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜、施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
以上２件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１０番、１１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１２番。

１３番　林田智博委員
１３番委員、林田です。
１２番と１３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１２番と１３番は関連で、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は施設野菜を栽培されている専業農家で、申請地には許可後ナスを作付される計画です。
以上２件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１２番、１３番について説明がございましたけれども、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１４番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。
１４番及び１５番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。
１４番は、後継者への経営移譲のため使用貸借権を再設定する申請です。借受人は水稲、麦を作付しており、許可後も引き続き水稲、麦を作付する予定です。
１５番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は芝を栽培しており、許可後は申請地にて露地野菜を作付する予定です。
以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１４番、１５番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１６番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。
１６番から２４番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１６番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、栗を栽培されており、許可後は水稲を作付される計画です。

１７番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はイチゴを栽培されており、許可後はイチゴを作付される計画です。

１８番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

１９番から２１番及び２２番から２４番は、第２号議案、事業計画変更承認申請１番、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１３番から１５番と関連です。営農型太陽光発電設備の設置に伴い、農地所有適格法人が下部農地に使用貸借権を設定する申請です。今回、４回目の更新及び下部農地の作物変更に伴い申請されたものです。

令和７年４月２１日に、農地法第３条事業計画変更承認申請及び５条の規定により契約期間を１年として許可をした案件ですが、今回再度、下部農地の作物変更に伴い、同時に事業計画変更承認申請がありました。当初、下部農地にはミョウガを栽培されていましたが、一部根腐れ病が発生したため、令和７年４月にその部分をミョウガからサカキに変更されました。しかし、令和７年の収穫前に再度根腐れ病が発生し、収穫に至らず、今後も同様なことが起こり得ると考えられるため、今回、下部農地の全部をミョウガからサカキへ変更するものです。

先日の地区委員会でサカキの根腐れ状況を確認したところ、作付け状況及び収量見込みに疑義が生じたため適性管理を確認する必要があり、役員会の意見を受け継続審議としました。

以上９件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、３件については農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず申請は妥当、６件については継続審議が妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１６番から２４番までについて地元委員よりご報告がございましたが、１６番から１８番までは申請どおり許可、１９番から２４番までは継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、１６番から１８番までは許可、１９番から２４番までは継続審議とすることに決定いたします。

次は、２５番。

１９番　上村悦美委員

１９番委員、上村です。

２５番から３２番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２５番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借受人は栗を栽培される専業農家で、申請地には引き続き栗を栽培されます。

２６番は、賃借権を設定し、農業を再開される申請です。借受人は１２月まで山都町で農地を借りてキュウリ、サトイモ、ジャガイモなどを栽培されていましたが、このたび熊本市への転居に伴い植木町の農地を借りて農業を再開されるもので、申請地にはサトイモとジャガイモを作付される計画です。

２７番は、所有権を移転し孫へ贈与される申請です。譲受人は水稲、栗を栽培される兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

２８番は、自家消費用として利用するための所有権移転の申請です。譲受人は譲渡人が所有する住宅を購入予定であり、合わせて申請地を取得されるものです。許可後、申請地にはサトイモなど自家消費用の露地野菜を作付される計画です。

２９番から３１番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培される専業農家で、申請地にも水稲を作付される計画です。

３２番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営まれており、申請地には飼料用の牧草を作付される計画です。

以上８件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２６番から３２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、事業計画変更承認申請案件でございます。
続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請１件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１７番　宮本淳一委員
１７番委員、宮本です。
１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１９番から２４番及び第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１３番から１５番と関連です。説明につきましては、１号議案、１９番から２４番のとおりでございます。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査を行い、１号議案、１９番から２４番同様、役員会の意見を受け継続審議が妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、継続審議とすることに決定いたします。

続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請３件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いいたします。

２２番　木下三智也委員

２２番委員、木下です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う、更新４回目の一時転用の許可申請です。農地区分は、甲種農地で原則不許可ですが、「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するもの」として不許可の例外に該当すると判断しました。

土地利用計画は、引き続き、下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。設備の内容は、事業面積４，２４４㎡に、高さ２．１ｍから２．５ｍの支柱を立て、太陽光パネル１，６２０枚、発電量４１３．１ｋｗ、遮光率９０．４％で、パネルの直下面積は２，８７０㎡、支柱部分などの転用面積は、パネル支柱３２４本、フェンス支柱１３１本とキュービクル受電装置で３６．１㎡です。

また、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体撤去する旨の確約書が提出されており、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れもないものと判断されます。太陽光パネルの下部においては、ミョウガを栽培されておりますが、直近の生産状況報告における出荷量を証する書面を求めましたが、提出されず単収の確認ができないことから、現時点では営農の適切な継続が確実と認められない状況です。

このようなことから、本件農地転用申請につきましては、資料の提出及び必要な調査・協議を行ったうえで、改めて総合的に判断することが望ましいと考え、今回は継続審議とすることが妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件につ

いて何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、継続審議とすることに決定いたします。
次は、２番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。
２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
２番は、農業協同組合がライスセンターへ転用するための申請ですが、現地は既にライスセンター敷地の一部として利用されております。農業委員会の転用許可を得ることなく利用していたことを深く反省する旨の始末書が提出されております。
農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。
土地利用計画は、他地目を含む総事業面積９，１１０．３７㎡をライスセンター倉庫として利用しており、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への影響ともに問題ありません。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は

挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、３番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。
３番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
３番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。
申請地には昭和５０年頃から既に建築されており、このほど財産整理を行う際に、申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の申請に至ったところです。申請地３１７㎡に個人住宅の一部を建築されております。申請人からは、今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が添付されております。
以上１件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１７件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番から３番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番から３番は関連で、建築工事業等を営む法人が所有権を取得して建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つ以上の公共施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積１，５８２㎡に他地目を含む総事業面積１，７５２．７８㎡に戸建て住宅用地７区画及び道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要ですが、開発行為事前審査申出書の回答済みで、都市計画法第３２条の公共用施設管理者等との協議済みとのことです。工事期間は令和８年５月１日から令和１１年３月３１日までの見込みで、許可後は速やかに工事に着手することを事業者に確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上３件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から３番について地区委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、４番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

４番から７番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

４番は、祖父から孫へ所有権を移転して、個人住宅を建築するための転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、それから下水管の２種が埋設されている沿道の区域内であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの医療機関がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積４８５㎡に木造平屋建て個人住宅１棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要ですが、都市計画法第３４条第１２号に該当し、開発行為事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和８年１２月２０日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

５番と６番は関連で、不動産売買業を営む法人が、所有権を移転して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積１，９８７㎡に建築条件付売買予定地７区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書が添付されております。工事期間は令和１０年５月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

７番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第

１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積４６７㎡に木造平屋建１棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画および隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第３４条第１２号に該当し、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和８年１１月２０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

以上４件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま４番から７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、８番。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。

８番から１０番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

８番は、農産物の生産、加工、販売等を営む法人が賃借権を設定し、

農業用倉庫へ転用する許可申請です。農地区分は、農用地区域内の農地で原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当すると判断されます。

申請地は現在、基盤整備事業の換地処理中で、土地利用計画は換地後の転用面積９８０㎡に農業用倉庫１棟を建築し、トラクター４台、コンバイン２台、田植え機２台、播種機、野菜定植機を配置する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。申請地は盛土規制法の特定盛土等規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和８年１２月２５日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

９番と１０番は関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積４９８．２１㎡に木造２階建て１棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地域内で、開発指導課より開発行為事前審査申出書の回答が添付されております。工事期間は令和８年１２月３１日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上３件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から１０番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１１番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

１１番から１５番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１１番は、個人が所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て１棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和８年１２月２５日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

１２番は、自動車板金塗装業を営む個人が所有権移転し、車両置場等への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に車両置場、作業場として利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣地農地への被害防除とも問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが３０ｃｍを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。

１３番から１５番は関連で、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請１９番から２４番及び第２号議案、事業計画変更承認申請１番と関連です。営農型太陽光発電設備の一時転用許可の申請及び

作物変更に伴う３条申請に併せての申請です。第１号議案、第２号議案同様に役員会の意見を受け継続審議としました。

以上５件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、２件については立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており今回の申請は妥当、３件については継続審議と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１１番から１５番までについて地元委員よりご報告がございましたが、１１番と１２番は許可、１３番から１５番までは継続審議ということですが、この件について何かご意見ございませんか。

１８番　松田則康委員

議長、いいですが。

議　　長　　どうぞ。

１８番　松田則康委員

これ、地元の地区委員会では何も異論はなかったんですよ。

議　　長　　ああ、地元ではですね。

１８番　松田則康委員

役員会されて、こういうふうに継続審議という形になったわけですよね。できるならば、この場でその役員会の内容をどういう理由で継続になったということで簡単にこれを説明していただきたいと思います。

議　　長　　ああ、そうですね。はい。

それでは、事務局からしますか。

事務局　　現地のほうを確認しましたところ、昨年既に一部サカキへ作物を変更していたんですけれども、サカキの根つきの状態が悪く、また本数が計画よりも少なくなっていたということで、収量が見込まれないのではと役員会で話がありました。やはり適正な管理の確認を見るために、継続審議にしたらどうだろうかということでございました。

以上です。

議　　長　　ただいまの答えでよろしゅうございますか。

一　　同　　はい。

議　　長　　ありがとうございます。

ほかにご意見がないようですので、１１番から１２番までは申請どおり許可、１３番から１５番までは継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、１１番から１２番までは許可、１３番から１５番までは継続審議とすることに決定いたします。

次は、１６番。

３番　西村清敏委員

３番委員、西村です。

１６番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１６番は、函渠設置工事を受注した業者が賃借権を設定し、工事車両が出入りしやすいように道路拡張を行うための一時転用する申請です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則、転用できませんが、申請地を道路拡張の一時的な利用に供されること、並びに農業政策課から農振法第８条１項又は第９条第１項の規定により定められた、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる旨の回答を受けており、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，７７４㎡のうち４８９㎡を道路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。道路拡張に係る一時転用のため、開発許可は不要です。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は３０ｃｍ以内とのことで、規制対象外であることを申請者に確認いたしております。工事期間は許可日から令和９年５月３０日までの予定で、許可後

速やかに着手されることを確認しております。
以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま１６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、１７番。

１９番　上村悦美委員

１９番委員、上村です。
１７番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
１７番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。
土地利用計画は、申請地１，３０５㎡に太陽光パネル１５８枚、発電出力１００．３３ｋｗを設置するほか、点検用通路などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。発電設備等に関する契約申込みについても電力会社から承諾する旨の回答書が添付されており問題ありません。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、設置にあたっては現状地

盤のままで造成工事は行わないため、規制の対象外であることを確認しております。工事期間は許可日から令和８年１０月３０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第５及び第６号議案でございます。

この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第５号及び第６号議案は関連ですので、併せて説明いたします。

まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書１４ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。

明細は、議案書１５ページの１番から１７ページの１４番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが２件、同じく熊本県農業公社の買入れが１２件で、面積は１４件合わせて田１万６，５９３㎡、畑４，６９７㎡、合計２万１，２９０㎡となっております。

次に、農地中間管理機構との貸借です。

明細は、議案書１７ページの１５番から３６ページの１４０番までの１２６件となっており、契約期間別では６年未満が７２件、１０年

以上が５４件、面積は１２６件合わせて田２９万５，９６５．９１㎡、畑６万５，１５２㎡の合計３６万１，１１７．９１㎡で、権利の種類は賃貸借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び果樹を予定されております。

続いて、第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書３７ページの１番から３８ページの６番までの６件となっております。

なお、議案第５号及び議案第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、併せて確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第５号及び第６号議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされておりますので内容のご確認をいただき、ご意見などございましたら、お願い申し上げます。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員承認と認めますので、提案どおり承認することに決定します。

続きまして、第７号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願２件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

１番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地５筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上１件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。

次は、２番。

１７番　宮本淳一委員

１７番委員、宮本です。

２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

２番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地６筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上１件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

もう一度言います。賛成の方は……。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。

続きまして、第８号議案、非農地証明願２件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

２２番　木下三智也委員

２２番委員、木下です。

１番、２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番と２番は関連で、申請地には、昭和６年頃、申請人の父が居住する目的で個人住宅を建築し、利用してきました。また、地域住民３人からの証言により、申請地は当時から宅地として利用されていたことが推測できます。このことから「昭和２７年１０月２０日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地」と判断いたしました。

以上２件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番と２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、追加議案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、追加議案、令和８年度最適化活動の目標の設定等案についてご説明いたします。
資料は、右肩に別紙様式１、令和８年度最適化活動の目標の設定等という資料のほうをお願いいたします。
それでは、まず１枚目、１、農業委員会の状況についてで、ございます。
１、農業委員会の現在の体制については、令和６年４月より現体制となっており、その内容について記載をしております。
次に、２、農家・農地の概要については、直近の農林業センサスは２０２５年ですが、まだ公表がされておりませんので、２０２０年の記載内容となっております。
なお、各経営体については、本市農水局から提供していただいたものでございます。また、耕地面積につきましては、農林水産関係市町村別統計の令和７年度耕作面積１万７００ｈａとなっております。
次に、裏面の２、最適化活動の目標でございます。
１、最適化活動の成果目標、（１）農地集積についてです。
①現状と課題、集積率５４．１％となっております。地域計画のブラッシュアップを図りながら、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を図る必要があると考察いたしました。
続きまして、②目標としまして、本市農水局が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に併せまして、令和４年度に、集積率８０％とすることを目標に令和８年度は集積率５６．９％、新規の集積面積としまして３００ｈａを目標といたしております。
次に、（２）遊休農地の解消についてです。
①現状と課題、１号遊休農地の面積が５７．３ｈａ、農業者の高齢化や担い手不足など多くの課題がございます。
②目標としまして、令和３年度の緑、黄色遊休農地面積を基準とし、緑区分については１０．６ｈａを解消面積とし、黄色区分は解消に向け関係機関と連携しつつ、さらなる解消に努めます。また、前年度に発生しました緑区分の遊休農地２．７ｈａを解消することを目標といたしました。

次のページをお願いいたします。

（３）新規参入の促進でございます。

①現状と課題、令和７年度は１６の経営体の新規参入がありました。担い手の確保・育成は急務であり、関係機関と連携しながら地域に根差した担い手対策を進めていく必要があります。

②目標としまして、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を２２．８ｈａといたしました。

次に、２の最適化活動の活動目標でございます。

（１）推進委員等が最適化活動を行う目標日数は、昨年度と同じく、１人当たり月１０日を目標とします。本年度も目標達成に向けて、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

（２）活動強化月間については、地域計画のブラッシュアップ、遊休農地の解消に向けた働きかけを予定しております。

（３）新規参入相談会への参加目標については、農業委員及び推進委員全体で相談会への参加２４回を目標に取り組みたいと思います。

以上、この目標を基に令和８年度最適化活動に取り組んでいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本目標につきましては、本総会での承認を経まして、本市ホームページへの掲載と併せ、熊本県農業会議へ提出するので、全国農業会議所のホームページにおいても公表される予定となっております。

以上、令和８年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようでしたら、本年度もこの目標に向かって最適化活動に取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第５の報告事項です。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

１番から９番までの合計１５８件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議　　長　　次に、次第６のその他です。令和８年度活動記録簿及び最適化活動について、説明をお願いします。

事務局　　私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元に、令和８年度活動記録簿及び最適化活動について、裏面がピンク色で活動内容が書かれたものがありますが、まず訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

年度末にお送りしました活動記録簿の様式の交付の際に、記載内容について不備がございましたので、それを改めさせていただきたいと思います。先ほど最適化目標で申し上げましたとおり、最適化の活動につきましては、例年どおり１０日を目標としているところでございます。しかしながら、記載内容の中に１２日という形での表記をしておりましたので、これの具体的な内容を整理させていただいた上で訂正させていただきたいと思います。

資料の表面に書いてございますとおり、最適化活動以外に農業者年金や農業新聞等の推進につきましても農業委員会活動に加えておりますが、最適化活動につきましては、裏面の大項目２から４の項目で、１０日間を目標とさせていただいておりますので、改めましてご周知させていただいて、ご協力のほうお願いしたいと思います。

今後とも毎月の地区委員会でのご提出をよろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　事務局からの説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　今年度も１０日以上ということになっておりますけれども、大体本来ならば、一昨年より活動記録簿は１５日してくださいというような全国農業会議所からの提案があっております。その中で言われるのが、やはり各地区の中において活動は１０日間していただいて、そのほかに地域計画ではたまに部落座談会して、どうこの農地を動かすんだと、誰の手に持っていくんだというようなことがささやかれております。

地域計画をやっぱりブラッシュアップするためにはどうしたらいい

かということになるんですが、部落座談会を開かずに地域計画と並行して、各集落ごとに委員さんがそこに月に３日ぐらい、本当に面倒でございますけれども戸別訪問して、皆さんにいつまで農業は続けられますか、その後、後継者はいますかという聞き取り内容でいいぐらいです。そうすることによって将来的に地域計画になり、８０から９０％のようにつながっていくんじゃないかなということで、３Re（サンリー）運動というのが始まったところでもございます。

そのほかに農業者年金の加入というのも推進していく、また全国農業新聞の普及活動というのにも、月目標１人１購読というようなことも目標に掲げていければ、さらに活動日数が増えるんじゃないかなというふうに思います。皆さんもそれぞれの形でお仕事を持っておられますので、余分に増やしたくないという気持ちはありますけれども、そこは何とか努力していただいて、今後取り組んでいくならばというふうに思います。

そういうことを説明されて、なぜ１５日ですかとお尋ねしたら、やはり１５日していけば、年金とか農業新聞もしていけば、総合的に見ますと最適化交付金が満額来ますよというようなこともちらっと言われて、それは満額来るならねというようなことも考えた次第でもございます。

なかなか交付金の来るのは難しい状況で、どういった形で計算されるのか分かりませんけれども、まずは３年ぐらい前ですかね、熊本市は１０日間以上活動記録簿をしていこうということになって現在に至っておるわけでございますけれども、それを地域計画ブラッシュアップとここに一覧に書いてございますように、農業者年金もプラス、全国農業新聞の普及活動にもプラスすると、これも活動記録簿の一つにカウントがされますよということでございますので、その点また引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

ほかに何かありませんか、事務局から。

事務局　　なし。

議　　長　　ほかにないようでございますので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手を

お願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。
それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後４時３５分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年４月８日

議　　長　　福原　幸一

署名委員　　牧坂　邦夫

署名委員　　葭村　誠一

書　　記　　坂本　哲也